

第4 防災対象物品（ござ）の取扱いについて ◆

ござについては従来防災対象物品（消防法施行規則第4条の3第2項第4号）として関係者に指導すべき所であるが、い草を材料としたござについては、八代地方の特産品という特殊性を考慮し、又これによる延焼拡大した火災例も未だ見られないので、防災対象物品として取扱わないこととする。